

特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は生活者・市民の参加と責任を伴った市民資本によるヒューマンサポートづくりを推進すると共に非営利市民事業による社会の発展と成熟に貢献します。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) ワーカーズ・コレクティブの推進に寄与する政策提言事業
- (2) ワーカーズ・コレクティブに関する調査研究事業
- (3) 非営利市民事業に関する情報の収集と情報を提供する事業
- (4) ワーカーズ・コレクティブの推進に必要な研修講座等を企画、主催する事業
- (5) 非営利市民事業のための相談、支援事業
- (6) 障害者、若者、シニア、外国籍の人たち等の就労支援及び社会参加推進事業
- (7) その他、第3条の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、個人会員及び団体会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の運営に参加できる個人
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の運営に参加できる団体

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体
(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出して申し込むものとし、理事会の審議を経て理事長が承認する。ただし理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員に次の各号の一に該当する事情が生じたときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 会員である団体が解散したとき
- (4) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(除名)

第11条 会員が、この定款に違反し若しくは法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、総会において個人会員及び団体会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただしこの場合は、その会員に、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員及び職員等

(役員の種類と定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上15人以下
- (2) 監事 2人以上3人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を若干名、専務理事を1人置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長及び専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において、個人会員及び団体会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬をうけることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第19条 この法人に役員とは別に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は理事会の議決を経て理事会が任免する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関し必要な助言を行うことができる。

(職員)

第20条 この法人に、事務局員を置く。

- 2 事務局員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は個人会員と団体会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 個人会員及び団体会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、理事長が招集する。ただし、第 14 条第 4 項第 4 号の規定による臨時総会は監事が招集する。

2 理事長は臨時総会開催の請求があったときは、請求の日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、理事長又は監事は、総会を開催する日時、開催の場所、目的となる事項を明示する議題を記載した書面をもって、少なくとも会議開催の 5 日前までに個人会員及び団体会員に通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した個人会員又は団体会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、個人会員及び団体会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ個人会員及び団体会員に通知した事項に限られるものとする。

2 総会の議事は、この定款で別段の定めがあるものを除いて、出席会員（議長を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 29 条 各個人会員及び団体会員の表決権は、平等なるものとする。

2 総会に出席できない個人会員及び団体会員は、通知された議案の各々について書面をもって表決し、又は他の個人会員又は団体会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により議決に参加した個人会員及び団体会員は、第 27 条（定足数）、及び第 28 条（議決）については総会に出席したものとみなす。ただし、総会の議事録を作成する際には、出席者総数及び議決参加者数の表記において、書面表決又は表決委任をした会員の個人会員及び団体会員の数が明らかになるようにしなければならない。

（議事録）

第 30 条 総会の議事については、議事録を作成し、議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、又は記名、押印しなければならない。

2 議事録には次の事項を記載する。

（1）日時及び場所

（2）個人会員及び団体会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

第 6 章 理事会

（構成）

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（1）総会に付議すべき事項

（2）総会の議決した事項の執行に関する事項

（3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第 33 条 理事会は次の場合に開催する。

（1）理事長が必要と認めたとき。

（2）理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（3）第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事又は監事から理事会開催の請求があったときは、請求の日から 15 日以内に理事

会を招集しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名、又は記名、押印しなければならない。

2 議事録には次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 理事長は、次の原則によってこの法人の会計が行われるように管理しなければならない。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 財産目録、貸借対照表、及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する内容を明瞭に表示したものとすること。
- (4) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれ

を変更しないこと。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、当該年度の予算が成立した場合には、その予算に基づく収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 2 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した個人会員及び団体会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないものに限る。)

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

(解散)

第 49 条 この法人は、次の場合に解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 個人会員及び団体会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは個人会員及び団体会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事項により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから、総会で選定した法人に帰属する。

（合併）

第 51 条 他の特定非営利活動法人との合併を行うときには、総会において、個人会員及び団体会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし貸借対照表の公告については、この法人の主たる掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

（細則）

第 53 条 この定款の施行について必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	酒井	由美子
副理事長	伊藤	保子
副理事長	岡田	百合子
理事	菅野	待子
理事	木村	眞紀子
理事	喜代永	眞理子
理事	鮫島	由喜子
理事	島田	祥子
理事	島田	洋子
理事	鈴木	幸子
理事	中村	久子
監事	一色	節子
監事	前田	多賀子

3 この法人設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、2006 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から 2005 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

年会費 団体会費（年額） 1012,000 円

